

員に対して、犯罪被害者が望む支援について講演をした。

23日 第50回九州集会

25日 高橋(幸)幹事が香川県警本部で香川県被害者支援連絡協議会総会にて講演した。

27日 松村代表幹事代行が岡山県犯罪被害者等支援県民のつどいにおいて「犯罪被害者としての経験と必要な支援」について講演した。

同日 渡辺幹事が法務省「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に出席し刑務所での講演体験談を述べた。

同日 廣瀬会員が、鳥栖警察署・犯罪被害者支援ネットワークで、被害者遺族として講演した。

同日 林代表幹事が鹿児島県被害者支援連絡協議会にて講演した。

## 幹事会、関東・関西・九州集会、弁護士会議報告

### 幹事会報告 第101回(平成23年3月)～第104回(平成23年7月)

#### 第101回 平成23年3月13日(日)

3月11日に発生した太平洋沖大地震のため、開催が危ぶまれたが、岡村代表退任後初の幹事会であり、参加できる幹事で開催した。

運営方針の確認と大会での3つの決議を実行する方法論が話し合われた。2月24日には江田法相に面会し、大会決議文と要望書を渡したことも報告された。あすの会ホームページを改良する必要性について討議した。刑法39条について、2003年あすの会の取り組みにより「医療観察法」ができた経緯が説明された。

#### 第102回 平成23年4月10日(日)

今年度より始まった第2次犯罪被害者等基本計画については松村代表代行が専門委員として参加し、要望を提議していくことになった。政府は、東日本大震災の補償問題が目前の課題となり、犯罪被害者補償制度を含む基本計画の検討はその後になると思われるので、この時期に経済的困窮者を探し出し現状を把握することに務めていく。

死刑制度問題について、加害者の死刑が確定した遺族と連絡をとり、意見を聞く会を開く準備をしていく。ホームページ上でも困窮者の意見募集、死刑確定した被害者遺族への呼びかけをしていくことにする。

東日本大震災被災者の支援は長期化するとみて、東日本大震災街頭募金活動を適当なタイミングを見て計画することにする。

#### 第103回 平成23年5月15日(日)

顧問弁護団の協力を得て「新しい補償制度案要綱」を作成することになり、十分に検討を重ねることが確認された。引き続き困窮している被害者への聞き取りを続けることとする。

ホームページの改訂版について、概ね賛同を得たので、引き続きトップページ以下の改訂を進めることにした。「一瀉千里」は漸くデータ化が完了し予算等を検討した。次号ニューズ・レターは、死刑問題の特集号とすることを決定した。次回第12回大会は、本年と同じく科学技術館サイエンスホールで平成24年1月22日(日)に開催することになった。

発足当初の目的であった司法関係案件が一段落したことや経費削減その他の理由から、7月から業務日を月、水、金の週3日間とすることにした。それに伴い電話による法律相談は水曜日に変更とした。

#### 第104回 平成23年7月10日(日)

第2次犯罪被害者等基本計画では新たに「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」と「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」が設けられた。松村代表幹事代行は補償制度に関する検討会の構成員となり討議が進められているが、まずは被害者から聞き取りするよう要望していることが報告された。弁護士会議で検討中の「犯罪被害者補償制度(案)要綱(生活保障型)」について討議した。来年1月開催予定の「第12回大会」について討議を行った。

### 関東集会報告 第101回(平成23年4月)～第104回(平成23年7月)

#### 第101回 平成23年4月16日(土) 参加者17名(会員15名)

寒かった今年の冬から身も心もホットした雰囲気ではスタートしました。東日本大震災で被害を受けた会員も参加され、マスクも報じない支援の手も入らない避難所もあることを知り驚きました。

最近の司法関連ニュースについて考える議題では、大阪地

検特捜部の証拠改ざん事件については⑦検察再生に向けて(検察のあり方検討会議提言)④特捜部初の可視化(東京地検)について松村代表幹事代行、高橋弁護士から説明を受けました。犯罪率の国際比較、主な犯罪の被害者率(対OECD)のグラフ等を会員で日本の犯罪被害者数を対人口比でみると日本の今後の推移はどうなるだろうという感想をもちました。

#### 第102回 平成23年5月21日(土) 参加者19名(会員15名)

幹事会報告に続いて会員近況報告がありました。ある会員は「今年2月に民事裁判の判決が請求通りに出た。裁判官から和解勧告があったので、相手を許さない気持ちで受け入れたが、和解と言う表現にとても違和感を覚える」との報告がありました。また別の会員は「今年出所予定の犯人から事件の真相を聞きたいとの思いから民事裁判を起こした」との報告がありました。

未解決事件についての話し合いでは、捜査に関して被害者からの要望や意見を聞かせてほしいという警察からの要請に対し、いろいろな案が出されました。

最近の司法関連ニュースの話し合いの中で、死刑判決の出た裁判において、裁判員の談話として「人の命を奪う判断に悩んだ」とか「涙が出た」「死刑案件は裁判員裁判から除外した方が良い」などと、偏った報道ばかりが目につくと不満が多く出されました。

#### 第103回 平成23年6月18日(土) 参加者19人(会員15人)

会員近況報告では千葉県未解決事件の人(初参加)の報告があり涙なくしては聴けないような話もあり、会員として今後何ができるのかということ強く感じました。基本計画策定、推進専門委員等会議に出席した松村代表幹事代行から進捗

状況が報告されました。死刑制度について世論では70～80%が死刑制度存続賛成であるものの、修復的司法についての傾向にあるとの声もあり、私たち会員は、当事者の気持ちを理解していない人の発言だと声を大にしたいという声が多く上がりました。次回の議題については、高橋弁護士から配布された犯罪被害者補償制度(案)要綱(生活保障型)をよく熟読して意見交換等したいということでした。

#### 第104回 平成23年7月16日(土) 参加者22名(会員15名)

幹事会報告に続いて、いつものように会員の近況報告の時間を設けました。ある会員は、事件にあってから、裁判等で夢中で走り続けてきたが、最近心の疲れを感じるし、当時の様子がフラッシュバックすることがある。また、原発事故で今も避難所生活を送る会員からは、支援や復旧の遅れ、いわれない差別を受けたことを怒りと共に報告されました。9.11同時多発テロの10周年として、8月25日(木)～8月30日(火)の間、中野区勤労福祉会館にて展示会を催すことが報告されました。

「犯罪被害者が望む経済的補償とは」の議題で話し合いましたが、多種多様な意見が出ました。

関東集会の開始時刻を、9月から従前通り、13時からとすることが全員一致で決まりました。

#### 関東集会 次回以降のお知らせ

日時：9月17日(土) 時間：13:00～16:50 場所：事務局までお問い合わせください。 会費：500円

## 関西集会報告 第114回(平成23年3月)～第118回(平成23年7月)

#### 第114回 平成23年3月6日(日) 出席者14名(会員10名)

林代表幹事から幹事会報告と今後のあすの会の進むべき指針が報告され、また江田法務大臣宛要望書の説明と、ア)新しい補償制度、イ)死刑制度の存続、ハ)出所後の加害者からの再被害防止について、あすの会の第11回大会決議についての説明をした後関西集会新運営委員長が選出されました。

大阪人権博物館内にあすの会の活動の歴史がパネル展示されたので、関西集会会員全員で館内を見学しました。感無量でした。

会員の未解決事件での情報求むビラ配布時のテレビ放映DVD、2月24日NHKのクローズアップ現代で岡村代表顧問10年の歩みのテレビ放映DVDを上映鑑賞しました。

あすの会のホームページの大幅な変更をすることについて見やすく、リンクしやすく使い勝手のいいホームページにする方法を関西集会会員に多数の意見を出してもらいました。

#### 第115回 平成23年4月3日(日) 出席者13名(会員11名)

関西集会を始める前に、東日本大震災の被災者の方々に対して1分間黙祷しました。

林代表より幹事会報告として、①江田法務大臣宛に、あす

の会第11回大会決議内容の要望書を提出した、②ホームページをより見やすく大幅に変更予定であること、③来年度の全国大会の会場(サイエンスホール)が確保できたこと、④新たな補償制度を推進するに当たり、今困っている人を捜し、あすの会へ入会してもらう必要性の説明、⑤東日本大震災の被災者を、あすの会として支援するために、会として何が出来るか検討して欲しいなど、報告及び提案がありました。東日本大震災に関しては、現段階では募金活動をする事になり、時期としては、10月～12月を予定することにしました。

夏樹静子さんの「被害者の心を思う」を、会員で読み合わせをしました。被害者の心情を訴える小説を、多数出版して欲しいと言う声が多くありました。

#### 第116回 平成23年5月1日(日) 参加者20名(会員13名)

林代表より、内閣府から送られてきたDVD「民間被害者支援団体支援員養成研修(初級編)相談員養成研修(中級編)」の説明がありました。中級編「直接的支援を行う際に考えるべき課題」については視聴しました。第11回シンポジウム・パネルディスカッション「新しい犯罪被害者補償制度」の体験報告者の入会が幹事会で認められたとの報告がありました。関

西集会への参加はご本人の自由ということになりました。

大阪府庁より3名の参加がありました。「平成23年度犯罪被害者等支援事業」の資料について説明があり、その後会員からの質疑応答がありました。

「犯罪被害者が真に求めている支援の内容をもう一度精査…」は次回集会に持ち越されました。

#### 第117回 平成23年6月5日(日) 出席者22名(会員16名)

林代表幹事から、幹事会報告とあすの会関西集会で、今後に取り組む活動内容の説明がありました。平成23年度の「大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業」募集要領について内容説明の後、多くの発言がありました。予算の関係で、今年度は見送ることにしました。裁判員制度施行から2年が経過し、それ以前の裁判官だけで審理して出した判決と国民参加の裁判員裁判で出した判決にどのような違いが出ているか、新聞記事、週刊誌、テレビなどのマスコミ報道記事を参考に話し合いました。色々な考え方の発言があり、おおいに参考になりました。

岡山県支援センターの幹事の方から犯罪被害者等支援条

例制定に望む項目を40項目出して頂きました。検討した結果、大変良い内容なので、各県市町村の行政窓口の担当者をお願いすることにしました。

#### 第118回 平成23年7月3日(日) 出席者19名(会員14名)

林代表幹事から幹事会報告の後、内閣府の被災者支援に関する各種制度の概要「東日本大震災編」の内容の説明があり犯罪被害者に対する支援との内容を比較検討して、いかにして被災者支援の手助けが出来るか皆で話し合いました。各県市町村に犯罪被害者支援条例制定の要請をするため、先に出来ている明石市、姫路市、摂津市の条例内容を比較検討しました。そして、経済的・生活困窮者に対する、国税の特別措置、地方税の特別措置、犯罪被害者の住民税、固定資産税などの減免、免除、徴収の猶予等、支援金の内容によっては支給ではなく貸与の方が良いのではないかと話し合いました。今回、初参加した会員が事件後に、行政の犯罪被害者支援や、各地の早期支援団体から見放されて、孤立してしまったと言う話を聞き、皆、愕然としました。次回から、皆で活動応援、法律支援をすることになりました。

#### 関西集会 次回以降のお知らせ

日時：10月2日(日) 時間：13:00～17:00 場所：事務局までお問い合わせください。 会費：1000円

## 九州集会報告 第49回(平成23年3月)、第50回(平成23年7月)

#### 第49回 平成23年3月27日(日) 出席者11名(会員4名)

幹事会報告があり、林代表幹事の談話より、これからの会の運営方針、決議実現に向けて、ホームページの活用・ロビー活動・メディアの活用など報告がありました。

新たな被害者補償制度確立に向け、経済的(生活・医療等)に困っている対象被害者を探すため、知人や自助グループに呼びかけ協力をお願いします。また被害者支援に関わる各関係機関にも協力をお願いして情報を求めるなどの話がありました。合わせて被害者参加制度を利用された対象者も探し、参加制度についての意見・感想を伺う話もありました。

新しい補償制度について、困っている人とはどの程度までが対象となるのか、遡及の範囲はいつまでをいうのかなど、会員から意見が出ました。

福岡県警犯罪被害者支援担当者と県生活安全支援担当者より、中高生対象に「命の大切さを学ぶ教室」について、犯罪被害者の立場から講演等の協力依頼がありました。

九州集会の今後について話し合い、先に行った会員アンケートの結果と集会出席者の意見をもとに、集会回数を減らしながらも続けることにし、これからは会員以外の被害者の方にも参加を呼びかけて、1人でも多くの方と話し合える集会にしたいと

意見が一致しました。

近況報告から、犯罪被害者支援協力対象者への講演や未解決事件の情報収集チラシ配布協力などの報告がありました。

#### 第50回 平成23年7月23日(土) 出席者8名(会員4名)

幹事会報告があり、あすの会ホームページの改訂や事務所の営業活動日の変更報告がありました。新しい被害者補償制度について資料をもとに話し合い、生活・医療・住居の問題等、経済的に困っている犯罪被害者探しの協力と情報提供をお願いします。

6月25日に発表した九州沖縄犯罪被害者連絡会(通称・みどりの風)について、事務局長より、被害者同士の交流、自助グループ活動の交流等、これからの目的について説明がありました。

金融庁の振り込め詐欺没収金利用の使い道について、いろいろな話が出ました。犯罪被害者や犯罪被害者の子供たちへの奨学金制度に使われるのは良いが、被害者支援団体や支援ネットワーク等の団体に使われるのはおかしいのではないかなど、意見が出ました。

今後の九州集会は3か月ごとに開き、年4回の集会とすることになりました。

#### 九州集会 次回以降のお知らせ

日時：10月22日(土) 時間：13:00～ 場所：農国会館



## 弁護団会議 第78回(平成23年6月)～第81回(平成23年7月)

### 第78回 平成23年6月15日(水)

会員の方からご提出いただいた年間収支や会員の方の経済的状况に関するヒアリング結果を参照しつつ「被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について検討しました。

### 第79回 平成23年6月28日(火)

「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について、6月15日のバックアップ委員会で議論できなかった部分の検討をしました。

### 第80回 平成23年7月7日(木)

「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について、6月15日及び6月28日で行った修正を踏まえ、引き続き議論を深めました。

### 第81回 平成23年7月19日(火)

同日行われた「経済的支援に関する検討会」の報告を踏まえ、「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について議論を行いました。

## 会員の声

### 被害者の声を上げることの大切さ

匿名 H

夫は大阪の難波で土建会社を経営していましたが、弁護士事務所に破産整理の相談に行った帰り、待ち伏せていた下請け業者に拉致され、1981年8月7日、その日のうちに殺害されました。

私は、破産整理の目途がつくまで、子供3人をつれて実家の秋田に戻っていましたが、夫が連れ去られた事をすぐには知りませんでした。2、3日後に知ることとなり、急いで子供を連れて大阪へ向かいました。それから毎日、炎天下の中、乳飲み子を負ぶい、2人の幼子の手を引き、あちこちの警察に相談に行きましたが、たらい回しでした。それでも3カ月あまり過ぎて犯人が捕まり、夫は犯人の供述通り山林に埋められておりました。身元が分からぬよう、顔面はメチャクチャにつるはしで殴られ、凄惨なリンチを受けて殺されたことが分かりましたが、事件のおきた30年前は、事件後、裁判がどうなったのか、犯人がどうなったのか知ることが難しく、新聞で知ったのみでした。

当時、私は36歳でしたが、住む家を失い、身を世間から隠すようにして親元へ帰りました。しかし2年ほどでそこからも出ることになり、それからの月日は、可笑しいこと面白いことがあっても、笑うこともできない苦しい日々でした。田舎では「何も悪いことをしていなければ、

そんな事件に遭うはずがない」という考え方が根深いため、私たち親子は事件に遭ったことを知られないように息を潜めるように生活しました。被害者は楽しいことがあっても、じっと悲しみの殻からではいけないと思いこんでいました。

夫を失い、0、3、4歳の3人の子供を抱えての生活は、経済的にも非常に苦しめられました。私たち犯罪被害者に対して、国がさしのべる手はあまりに細く頼りないものでしたから、泥の小舟に乗り真つ暗な荒れ狂う海を漂流しているような不安定なものでした。厚生大臣に対し、被害者に欧米並の救済制度(特に経済的な)を立法化するよう促す手紙を書こうかと思ったこともありました。少しずつ遅々としてではありますが、被害者の現状が世間に知られるようになり、国も重い腰をいくらかは上げましたが、とても十分とはいえません。

私は今年66歳になり、漸く事件の事を少しずつ語れるようになりました。そのようなときに、新聞である会の存在を知り、入会することとなりました。

何年経っても悲しさがなくなることはありません。そしてただ思うことは「夫にもう一度会いたい」と思うことのみです。

## お知らせ

### 次回大会の告知

次回第12回あすの会大会・シンポジウムの日程・会場は下記を予定しております。詳細は決まり次第、お知らせいたします。  
期日：2012(平成24)年1月22日(日) 会場：北の丸公園 科学技術館サイエンスホール